

内閣委員會議録第二十九号

昭和三十三年四月十日(木曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事 保科善四郎君 理事 前田 正男君

理事 石橋 政嗣君 理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 大村 清一君

北 睦吉君 小金 義昭君

辻 政信君 眞崎 勝次君

栗山 博君 有馬 輝武君

淡谷 悠蔵君 川俣 清音君

木原津與志君 西村 力弥君

森本 靖君 横路 節雄君

出席國務大臣

國務大臣 石井光次郎君

郵政大臣 田中 角榮君

出席政府委員

總理府總務長官 今松 治郎君

總理府事務官 (内閣總理大臣官房公務員制度調査室長) 増子 正宏君

行政管理局次官 榊原 亨君

總理府事務官 (行政管理局長) 岡部 史郎君

農林事務官 (大臣官房長) 齋藤 誠君

運輸事務官 (大臣官房長) 朝田 靜夫君

郵政事務官 (財政局長) 加藤 桂一君

郵政事務官 (郵政局長) 西村 尚治君

建設事務官 (大臣官房長) 柴田 達夫君

委員外の出席者

農林事務官(食糧庁総務部長) 武田 誠三君

専門員 安倍 三郎君

四月九日

委員眞崎勝次君辞任につき、その補欠として小林都君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小林都君辞任につき、その補欠として眞崎勝次君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君、中村高一君、木原津與志君及び日野吉夫君辞任につき、その補欠として有馬輝武君、川俣清音君、横路節雄君及び森本靖君が議長の指名で委員に選任された。

同日

本日の會議に付した案件
国防會議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)
内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四〇号)
行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

○福永委員長 これより會議を開きます。
行政機關職員定員法の一部を改正する法律案、国防會議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案、及び内閣法の一部を改正する法律案の各案を議題とし、質疑を続行いたします。横路節雄君。

○横路委員 總務長官にお尋ねをしたいと思います。実は今議題となりました行政機關の定員法の一部改正は、来年度の公務員制度改正の問題と非常に関連があるわけですね。そこで私は總務長官にお尋ねをしたいと思います。来年度の公務員制度の改正は、もちろんお尋ねをしますが、いわゆる郵政の特別会計であるとか、あるいは国有林野の特別会計に従事している職員と、それから建設省、運輸省、北海道開発庁でいわゆる公共事業関係に従事している職員、これをして現業官庁と名づけければ、それぞれ現業部門を担当しているわけですね。国有林野においても、これは現業です。しかし建設においても、これは現業です。しかし北海道開発庁から運輸省においても、北海道開発庁についても、同様これは現業といえは現業です。私はこの五現業について、三現業と区別をしないのが、職員の身分上正しいと思うのですが、その点はどうか。意味がおわかりになりますか。国有林野特別会計あるいは郵政の特別会計、これはみないわゆる特別会計です。それであるならば、同様建設省においても道路特別会計等もあるわけですね。その建設省だとか北海道開発庁だとか、運輸省等において公共事業関係に従事している職員、これを非現業、現業という分け方からすれば、明らかにこれは現業です。そういう意味で私はいわゆる公共労務法関係の五現業の職員と今の三現業と呼ばれている職員とを区別することはおかしいと思う、この点いかがですか。

○今松政府委員 今回の現業官庁の職員を公共組合法の退職年金の方に入れましたのに対して、ほかの土木その他

の現業も同じじゃないかという御質問だと思いますが、私どもが今回考えましたのは、公務法の適用を受けている現業職員、こういうもので線を引いたわけでありまして、今のお話のような職員も現業には相違ないと思ひますが、公共事業の方の関係は、私どもの考えている現業とは区別いたしております。

○横路委員 話によりますと、来年度の公務員制度全般について抜本的な改革をなさるとのことですが、その際今回の国家公務員共済組合法、公務法の適用を受ける五現業の職員と建設、運輸、北海道開発庁等のいわゆる公共事業に關係している職員とを身分上同じような法的規制を受けるべきで、一般のものとは区別すべきだと思ひます。その点總務長官のお考えはどうですか。

○今松政府委員 公務員法の改正案を提案いたしましたときに、今のお話のようにな公共事業を五現業と同じに考えるかどうかという御質問と思ひますが、私としては今お話しした公共事業につきましても、五現業と同じにいたす考えを持っておりません。従つて次の通常国会に公務員法の改正案を提案いたしますと考へておりますが、それまでに公務員の範囲、性格、こういうものを問題として十分に検討してみたいと思ひます。

○横路委員 実は三日の本委員会での点についてだいぶ論議したわけですが、そのときに公務員の性格についていろいろ御答弁になったのですが、總

務長官は、それならば来年度の公務員制度の改正のときに国家公務員の範囲をどういうふうにするか考へているか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○今松政府委員 今お話しした点はわれわれが公務員法の改正案を提案するにつぎまして非常にむずかしい問題でありまして、現在の公務員法における公務員と、公務員調査会から答申をなつておる公務員と、その範囲がちよつと異なつておりますので、どこに線を引くかは非常にむずかしい問題であります。従つて今私といたしましては、はつきりとして線を引いて、どういう工合に公務員の範囲をきめるということをおし上げる段階になつていないのを非常に遺憾に思ひます。

○横路委員 總務長官にお尋ねいたしますが、公務法の適用については、先ほど私から言いましたように、郵政の特別会計の職員、国有林野特別会計の職員も受けているわけですね。今度は建設省において道路特別会計ができて、そこにもやはり職員がおるわけですね。先ほどのお話しで五現業については公務法の適用を受けさせるのに、運輸省、北海道開発庁、建設省等の現業官庁、それらもわざわざ特別会計になつておるものを、なぜ五現業の特別会計と同じ中に入れないで、一般公務員のところに分けて置くのですか。その根拠はどうなんですか。

○今松政府委員 国の経営しております事業と國がやっております現場の

仕事は、従来は異なっておりまして、先般私どもが現業として扱いますのは現在の五現業に限ったわけでありまして、今お話しの問題と今回考えました現業とは、私どもは別に考えておるわけでありまして。

○横路委員 今公労法の適用を受けているのが世にいう五現業で、その他は適用を受けていないことはわかるのです。わかるのですが、たとえば運輸省に今度道路特別会計ができて、その道路特別会計の職員がおるわけですね。これは今でなければ当然来年の法律改正には公労法の適用を受けている五現業と同じところに入れるべきなんです。その点についてはどう考えますかというのです。

○今松政府委員 私どもは国の経営しておる企業と国がやっておる事業というものとを、現在のところでは区別をして考えておりますから、横路委員のお考えも一つのお考えではあります。が、私どもはそういうような工合に考えておるわけでありまして。

○横路委員 今のお話、どうも……私、総務長官の今まで区別されておるといふことはわかります。なぜならば、今は、たとえば運輸省について、あるいは建設省の場合特別会計があつても、そのものは今度法律でできたのだから、それはわかりました。しかし私は、来年の公務員制度の全般的な改正のときには、国有林野特別会計の職員、郵政事業の特別会計の職員と同じ範疇に入れるべきだと思ふが、来年度の法律改正についてはどうなんですか、こう聞いておる。その点もう一度お答えを願ひたい。

○今松政府委員 特別会計の事業ははかにも建設、運輸等ありますが、これは現業には違ひないと思ひますけれども、しかしこれは単なる国の事業、私どもはこう考えておりますので、五現業と同じにする考えは今のところございません。

○横路委員 林野庁の職員は国の事業じゃないのですか。あれは何の仕事なんですか。郵政特別会計の職員は国の職員ではないのですか。国の職員なればこそ国家公務員法の適用を受けているじゃないですか。全然国家公務員法の適用を受けていないで、公企労法だけの適用を受けているならいいですが、罰則については国家公務員法の罰則を規定しているじゃないですか。今のお話のように、片一方は国家公務員法だし、片一方は違うのだという理屈にはならないと思ふ。同じように国家公務員法の適用を受けているじゃないですか。それをなぜ片一方だけ公労法の適用を受けて、片一方は受けないのか、今はそうなつておるが、来年の改正のときにはどうするのですか、こう聞いておるのです。

○今松政府委員 私の考えは、特別会計であるかどうかというところで区別するのは適當でない。すなわち、いわゆる五現業というものは国の経営する企業でありまして、ほかの特別会計の事業とはちよつと違ひ考えておるのであります。

○横路委員 岡部さんにお尋ねしますが、私は、あなたがこの委員会に答弁したのかどうか、はつきり委員会の会議録を調べたわけではないが、あなたは前に北海道開発庁、それから運輸省、建設省のそれぞれの公共事業に携わっている職員については、非現業の

一般公務員という中よりは、かえつて五現業の職員と同じような適用を受けさせることが、基本的には正しいのだ、こういう見解を述べられたということをお聞きしておたのですが、私の聞いておるのが間違ひかどうか、その点明らかにしてもらひたい。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。国家公務員の中でいろいろの種類のあるものをどういふふうに区別するかということが、一つの大きな問題であります。ただいまお尋ねのありました通り、国家公務員のうち、大別して五現業につきましては、国家公務員法のほかに公労法の適用があるわけでありまして、その公労法を五現業に適用する基準は何かと申しますと、これが国が経営する企業に従事する職員であるという特徴をつかまえて、これに公労法を適用しておるわけでありまして、それ以外に広く現業というよりなものが、ただいまお述べになりましたように、特別会計として運営されている事業について従事している職員もございまして、これらについて五現業と同じように公労法を適用しない根拠は、それらの適用する事業が国の企業である、その他は現業ではあるけれども企業でないという点に根本的な差異を置きまして、企業であるという特徴をつかまえて、そういう特徴の面から三公社と同じような点があるもので、五現業についても、その労働関係においては公労法を適用していくというの、ただいま総務長官からお答えのありました根本的な考え方でありまして。

それです。次に来たりますのは、それで公労法を適用しない職員の中で、一般行政職やその他の現業関係の職員があり、その勤務態様がいろいろであるから、これについて適用すべき法規をいろいろ区別したらいじやないか。ひとり五現業に限らず、建設、運輸のような現業的な色彩のもの、あるいは病院に従事している職員というふうな現業的なもの、こういうものについては、何らかの特別の適用する法規を考へるべきでないかというの、これらの大きな問題であらうと思ひます。これらにつきまして、それも踏み切つて公労法を適用すべきではないかというお考えもつづばに成り立つと思ひます。あるいはあくまで公務員法を適用すべきではないかという考えもあらうかと思ひます。そういうような事柄について、今の公務員制度の改正に際して、根本的に考へるべきではないか。それについていろいろな問題があることは承知しておりますが、政府側としてもまだ結論は出ておりませんし、いろいろな考へ方が成り立つことは御承知の通りであります。

○横路委員 今の岡部さんの答弁であれば、われわれもそういう考へ方で進んでもらひたい。これを総務長官のよるに、だめなんだ、それは公共事業に携わつてゐる職員のうちで、とりわけ現業部門に在る者については現業部門だけれども、しかし他の五現業とは全く区別しておくべきだ、こういう考へ方で押し通されると問題が解決しないと思ふ。今の岡部さんのように、病院等においては明らかにこれは特別会計だ、それぞれの独立した企業でやつてゐるのだから、そういう問題については別途考へるべきだと思ふ、それは全般的な国家公務員のは法律改正の中でや

るべきだ、それは再検討しますということであれば、私はそういうふうに一ついつてもらひたいと思ふ。

次に総務長官、定員法にうたつてゐる定員というものは全額国庫負担のことではないのですか。

○今松政府委員 もちろん全額国庫負担でございます。

○横路委員 建設省の柴田官房長にお尋ねいたしますが、今定員法にうたつてゐる定員とは全額国庫負担なんですか。ところがちよつと私がふに落ちないのは、今度の道路特別会計の中で、定員法に繰り入れられてゐる職員は千七百五十万五千七百七十とかどちから数字はちよつと記憶違いがあるかもしれないが、その職員については今度七百五十億ですか、何ばかの道路特別会計のうち地方負担分があるわけですか。一級国道の新設については三分の一、補修等については二分の一、これは地方が負担するのです。その地方負担分についても、今のお話によると定員に繰り入れてゐるのはどういふわけですか。

○柴田政府委員 ただいまお話のありましたように、道路特別会計がごとしからでまして、その中に定員化されるものがあるわけでございます。ただいま総務長官からお話ございましたような意味におきまして、この定員化された道路に従事する職員は、その者の身分、待遇等の取扱ひから申しますと、完全な意味におきましての国家公務員でございます。身分の扱ひから申しますと、ほかの公務員と何ら違ひはない国庫負担のものでございまして。今お話がございましたのは、お

業費といまして、地元に対する、公共団体等に対する分担金の問題に、そういふようなものの人件費が入る場合がある。こういうことになれば、その事業費として見れば地方が一部負担することになるのじゃないかというお話から、完全な国庫負担じゃないか、というふうなお話になつていって、おるものと思ひますが、これはその者の身分取扱いについての、全額国庫負担が例外があるという意味ではございませんで、別な意味におきまして、私どもの方の法律で申しますれば、道路法なり河川法で国がその事業をやる際におきまして、その事業について国が負担をするけれども、さらにその一部について、地方団体から分担金を取れるというふうな法的な根拠がありまして、事業の方の地方分担金として取るわけでありまして、その場合の事業費の中に、工事に直接関係あるような雑費といふものの範囲が拾われるわけでありまして、そういう場合におきまして、工事に直接関係のあるような人件費につきましては、やはりこれは分担金の対象になつておるわけでありまして、著しい例は、これは昨年からできましたダムの特別会計におきまして、ダムに例がございまして、これは私どもの方ではダムの工事事務所と申しておりますが、そこに勤務する者の定員化に關係なく、従来からおるところの定員につきまして、分担金の対象になるわけでございます。これは地方公共団体についてもそうでありまして、また電気事業者等につきましても、同様に扱われるわけでございます。本年から今度定員化されるというふうな、この対象のものにつきまして

も、需要費の面から見れば、やはり全部が全部人件としてその範囲がどうなるというところではなくて、需要費という見方から見て、工事に直接するならば、人件費はやはりその対象になるというところでございますが、それらの人たちの扱いをいたしましては、先ほど総務長官からお話がございましたように、完全な形の公務員であり、全額国庫負担であります。

○横路委員 総務長官、今お聞きのように、国家公務員である以上は全額国庫負担すべきだ。ところが同じ国家公務員の中に国庫負担でないものがある。これは運輸省の官房長にもお尋ねしますが、あなたの方にも、港灣建設局の中の行政職階給表の一における千四百六人のところは、これはやはり地方の負担分のものでありませんか。

○朝田政府委員 お説のようにございします。

○横路委員 総務長官どうですか。今お聞きのように、建設省でも運輸省でも、地方の負担分のもので入つておる。国家公務員である以上は、全部国庫負担をしなければならぬ。それを地方に負担させておる。これは現業なんでしょう。だからそういうものを全部国家公務員法一本で、郵政特別会計、林野特別会計と違えて、このものは全部国家公務員なんだ、だから国家公務員法の適用を受けるんだ、こういう考え方は私は再検討すべき段階にきておると思ふ。どうですか総務長官。

○今松政府委員 ただいま横路委員が御指摘になつておる地方の分担金は、一応国の方に入つてきてその財源となつておるかもしれませんが、その職員が国家公務員であるということには

一つも違いはないわけでありまして。こゝろは例は今までもあることでありまして、事業費を分担しているがゆゑに、国家公務員が全部地方からの分担金をもらつてはならない、こういうふうなことはならないのじゃないかと思ひます。一応お答えをいたしておきます。

○横路委員 なるほど最終的には国から吸ひ上げたものもその特別会計の中に入れて、それから国が払うのですから、国が負担しているようになるかも知れないが、実質は違いますよ。これはやはり公共事業の性格から言つて違ふ。だから先ほどから言つてゐるのは、公共事業の性格から言つてそのものは当然区別すべきだと私は考へて、行政管理局の岡部さんからはその点については来年検討します、こういうお話をですから、私はその点については検討していただきたいということである。質問に移りたいと思ひます。

この間の委員会で定員外の常勤職員についていろいろお尋ねをしたのですが、あれは臨時職員だ。きょう出された資料につきましても、全部これは臨時職員だということになつてゐるわけなんです。これは柴田さんにお尋ねをしたいのですが、公共事業費といふのは一年限りの年度予算でござんす。たとえは同じ定員外の職員であつても何々工事事務所長——これは運輸省の方にも関係があるし同じなんです、やはり事業の実施といふのは一年ごとには予算が来て、一年ごと一年ごとになつてゐると思ふのです。一年ごとの予算だといふことになれば、この間から論議したように、これは明らかに臨時職員です。私はそう思う。この間から私は臨時職員が臨時職員でないかということ

をすいぶん聞いた。そうしたら二カ月ずつだと語り。しかし二カ月ずつだけれども、常勤職員は自動的に切りかわつていく。自動的に何年でも勤めてゐるが二カ月ごとだ、そうすればこれは二カ月ごとだから臨時職員だ、こう皆さんは言われる。それじゃ公共事業は一年ごとの予算なんだから原則としては臨時職員なんだ。そうすれば公共事業に勤めてゐる定員内職員といへども一年ずつの予算という点からいけば、これはみんな臨時職員なんです。その臨時職員をなぜ片一方は定員内の職員、片一方は定員外の常勤職員だといふふうに分けるのですか。人間は予算に付随するものなんです。これは運輸省の方でも建設省の方でもどちらでもいいですから御答弁願ひたい。

○朝田政府委員 予算はお説のように一年ごとの予算であります。ただその場合におきまして港灣の公共事業費等につきましては、主として繰越明許というもので認められておりますので、よほど財政的に不測の事態が起らなければ、そういうことがないわけでありまして、大体において財政法上でも繰越明許という措置がとられております。一年ごとの予算で臨時職員ではないか、従つて定員の中に入れておるものといふものとあるのはおかしいではないか、こういう問題はございまして、予算の面におきましてはそうでありまして、けれども、二カ月ずつ期間を切りまして、相当恒常的に使用しておる勤務関係からなつて、いすれにしても今度の定員法の中に入れて参りましたものにつきましては、職務の内容その他責任の大小等による一つの手直しで

ある、こういうことでわれわれは了承しておるのでございします。

○横路委員 朝田さん、私もあなたと同じ考えで、それでいいのですが、しかし私は逆に聞いているのです。どうして聞いているかといふと、この前から臨時職員だと言つてゐる、何が臨時職員だと聞いたら、二カ月ずつの雇用だ、それでは二カ月ずつで区切つておるんですかと聞いたら、そうじゃない、自動的に切りかわつてゐるというのです。それならば私は二カ月ずつということは、形式的で実際は長期にわたる雇用だから定員内職員と同じじゃないか。しかも予算は明らかに常勤職員として入つてゐるのだから、こゝろはあなたにお尋ねしたいのは、他のものと違つて公共事業関係の予算は単年度ずつです。そういう点からいけば一年ずつということになつておるが、公共事業といふ実施官庁の建前からいけば、私は一年ずつの予算だからというて、臨時職員だとは思ひやう。同時に単年度予算の中で二カ月ずつ自動的に切りかわられてゐるその定員外職員は、どの省の方を見ても一応は臨時職員の中に入れてゐるが、なお臨時職員の中で恒常的職員と、こゝろさらに分けてゐる。その意味では行政管理局の意見ではなしに、あなた方運輸省とか建設省とか実施官庁からすれば、この二カ月ずつのいわゆる臨時職員と呼ばれてゐるものは、これは全部恒常的な職員、定員職員に繰り入れるのが本質だと思ひますが、その点あなた方実施官庁の責任者としてはどうですか。

○朝田政府委員 私どもも最初同じ考

えをとりました。従いまして常勤職員というものについて全員定員化しろ、こういう要求を出したのであります。

しかしながら公務員制度の根本的な改正の問題もございまして、そういうものとの関連におきましてとりあえず手直しをする、こういうことで政府部内が統一をされたのでございます。私もはお説のように、常勤職員の全員定員化ということは、これは政府部内のことでございまして、これは一応そういう要求を出したのでございませう。思想においてはお説のようなことに結論的には同じような格好になるのであります。しかしながらその問題だけで定員化というものを全部解決できるものではございませんので、公務員制度全般の改正と相待ちまして、今度の一応手直しということで妥当な措置として私も了承いたしましたわけでございます。

○横路委員 石井長官にお尋ねをしたと思います。定員法の問題について今いろいろお尋ねをしているわけですが、実はこの前の委員会からここで問題にしておりますことは、定員外の職員のことです。定員外の職員につきましては、予算書の中にも明確に、定員外職員のうち常勤職員については、予算上はすでに定員化しているのです。しかも御承知のように、給与、身分その他については、国家公務員です。から、定員職員と同じ適用を受けている。そこで常勤的非常勤職員と呼ばれている職員は別にしまして、今運輸省の官房長が言われたように、すでに予算定員化している常勤職員については、これは全員定員職員の中に繰り入れることが当然であると思ふ。この

点についての行政管理庁長官としての考えをお述べいただきたいと思ふのであります。

○石井国務大臣 この問題は長年の問題でありまして、私が行政管理庁の仕事を引き受ける前から、たびたび国会においてもこの問題が論議されておつたわけでございます。そのたびに何とかしたいというようなことを政府側はお答えしておつたやうであります。が、今度この問題を取り上げまして、何とかこれは解決しなければならぬ。い。そもそもこういうものができたことが非常におかしいわけでございます。が、そのせんざくは一応よして、現実には六万人の人が定員外にあつて、今お話のように予算は一応とられておるというおかしな形を直すという問題について話し合つたのであります。これはどうしても根本的には公務員制度を改正して、そうしてはつきりみんなの所屬をきめるということにすべきであるというところで、公務員制度はそれじやというふうにして改正していきけるかというところについて、所管しております総務長官の方ともいろいろ打ち合せてみたのであります。公務員制度の改正を今国会に出すまでにはどうして準備ができていないということでございます。しかしそれならば公務員制度の改正を待つてこれは全面解決いたしま

すというお答えを、今度皆さん方からいろいろ聞かれた場合にしようというところではあまり不親切じゃないか。長年の問題であつたから、何とかしてこれは解決の道に進んでいくということでは少し調べたらというところで、行政管理庁においては各方面の実態の調査をいたしまして、その実態調査の資料を土

台にいたしました。また各省ともいろいろ御懇談を申し上げまして、そうして結論の到達したところが今度のよう

な六万人中約二万人の人はつきり公務員として扱ふということになつたのであります。それではなぜ全体をきいてにしないかといふと、国家公務員として扱ふか、その他のものとして扱ふかの境目のものがずいぶんあるし、いろいろ問題点を残しております。で、これは今度数年はつたらかされておつて、実にお気の毒な立場に置かれておる方がたくさんあります。みんなの状態を六万人ごとく調べて、六万人をことごとく何とかすべきでありましようが、この際としては手直しの意味においてこの程度まで実態調査によつて公務員に入れているというところで調べ上げて、集まつた集計が一

万九千何百人というところでございまして、これは各省といつたしましては、今もちよつと話が出ましたように、もつとたくさんこれを国家公務員として引き直してもらいたいという御意見もありました。政府部内ではいろいろ相談いたしました。ここいらのところの手直しで、あとは今度の公務員制度の改正を待つて、根本的にすべてを解決するということにしようじゃないかというところで、落ちついたのが現在の状態でございます。

現業の一般公務員は入れない。そこでこの点については一般の国家公務員共済組合法についてはいつお出しになるのか、それを出せば同時に私は恩給法が廃止になると思ふのです。それから同時にそのときには今お話の国家公務員制度全般についての改正をやる、こ

ういうことにならうと思ふのですが、そうすると、そのときに国家公務員法の改正それから国家公務員共済組合法、恩給法の廃止、それからあわせて今の行政機関の定員法の改正、こういうものが全部行われると思ふのだが、一体その時期はいつなのか。三年か五年あとにやるといふのか、それとも次の通常国会にやるといふのか、それとも総選挙後の特別国会にやるといふのか、その点を一つきよりは明確に御答へ願ひたい。

○今松政府委員 一応私から御答へをいたします。一般公務員の退職年金の問題につきましては、今政府部内ではいろいろ熱心に検討しております。これももし至急に解決ができましたならば、なるべく早い機会に出したいと思つておりますが、まあ幾らおそくなんでも次の通常国会にはぜひ出した、それまでもできればその前に出した、というふうなことを考えております。

別がなくなり、公務員についてまた新たな観点で考えれば、定員そのものについて当然考え直していかなければならぬが、その点はどうか。だからそのときにあわせて当然お出しになるだらうと思ふが、その点はどうか。すか、どう聞いておるのです。

○石井国務大臣 御説のように、定員法の改正とか国家公務員法の改正、そういうふうなものが関連しておる問題だと思ひます。この次の通常国会に出したいと思つております。

○横路委員 石井長官にお尋ねをいたしますが、実は現業官庁ですね、公共事業の実施官庁の方、運輸省、建設省それから長官が兼務されておる北海道開発庁で問題になっております点は、定員外職員というてもこれは事業費でそれぞれ雇用しているわけですね。事業費の中に入つておる。ですからこの公共事業関係の官庁においてこれを非現業の一般官庁と同じように、この公共事業関係の官庁における定員外職員を同じような扱いをしていくことは、これは私は制度上うまくないと思ふ。この点は、実は国有林野事業特別会計、郵政事業特別会計等の職員については、これは国家公務員法の適用も受けておるが、公労法の適用を受けておる。だから同様にこういう実施官庁については当然来年の改正においては受けるべきでないかと思ふ。そういう方向で法律改正、制度の改正について検討すべきだと思ふのです。この点いかがですか。

○石井國務大臣　私もよく存じませんが、政府委員から答弁させます。

○岡部政府委員　横路委員のお尋ねの点、まことに不思議なことなんでございますが、実情はこうなんでございます。いろいろ現業と申しましても広うございますけれども、その現業のうちで、時間的にやらなければならぬ仕事、特に潮の満ち干によつてやるとか、あるいは氣候の状態によつて、どうしても一定の期間に仕上げる必要ならぬというような現場仕事があります。(現場というものは、そういうものじゃないか)と呼ぶ者あり) お説の

その日その日雇うのだ。同じ人間をそういうように身分を切りかえてやれるものだ。身分を切りかえて二重に受けているわけです。こういうことについては便宜的に行政管理庁ではその点を認めておる。これは本来からいへば、ことに不当な支出ですよ。これは行政管理庁が認めたとすれば、岡部さんなどは会計検査院から直ちに会計検査報告の中でそれを指摘されて、国会の決算委員会あたりで大問題になるのです。そうではないですか。それをあなたが無視したというのですから……。

○岡部政府委員 この現象は私から御説明申し上げておるわけでありまして、行政管理庁がこれを是認するとか認めるとかいう立場のものでございせんので、この実態につきましては検査院も承知をいたし、人事院も承知をいたしておりまして、直ちにこれが違法であるかどうかという結論を検査院といえども、人事院といえども、これは出せないわけでありまして。事業はあくまで遂行しなければならぬわけでありまして、人はおりまして、仕事はやるわけでございますから、ただ足りないのは、そのときにおける超過勤務手当だったわけでありまして。その点は先ほど申し上げました通り、超過勤務手当をできるだけ可能なように、適切なようににつけることによって、ほとんど解決しておると承知しておりますが、なお解決できない問題が私はあろうかと思ひます。でありますからこういう制度につきましては、現場にふさわしい特別な制度を公務員制度上も考えなければならぬのじやなかろうかということ、この点からも先ほどから申し上げておる次第でございまして。

○横路委員 これは人事院の方にお尋ねしたいのですが、長官は十二時までという事です。それから、長官の時間が過ぎてから人事院の方に聞きますが、これを会計検査院も認めているということなら、これは大問題です。五時までちゃんと定員職員として働いて、五時から非常勤職員に身分を切りかえてやっておる。こういうことを人事院も会計検査院もこれが正當なやり方だといつて認めておるなどということは、許されないのです。長官にお尋ねしたいのですが、実は先ほど運輸省の官房長からお話ございましたが、二カ月ずつで自動的に切りかえられる非常勤職員が全国の各官庁で六万人おられますが、この点、この間の四月三日の本委員会ではいろいろ聞いてみると、その点は来年初か民法上の私的契約の雇用人にするようでもある。だから、そういう点で、実は今全国の政府関係職員が一番心配しているのは、今度定員に繰り入れられない定員外非常勤職員、それから非常勤職員は全部来年は一般の国家公務員からはずされて、民法上の私契約の雇用人になるのではないかと、これを非常に心配しておる。去年は給与法が問題でしたけれども、ことはそうではないに、定員法の問題を政府職員として非常な重大関心を持っているのは、今のことではなしに来年のことです。ことし入らぬものは永久に国家公務員からはずされるのではないかと、こういうようにいうわけですね。岡部局長の話をお聞くと、どうもそれに似たような答弁をします。また建設省の官房長に聞くと、どうもやはり心配しているようでありまして、農林省の官房長に聞いても心配しているようであるので、

この点はそういうことにならないのだというなら、ならないのだとはつきりここで言ってもらいたい。そうするとことし定員職員に入らぬものでも、来年はなれる見込みがある、来年なれなくても再来年なれるという明るい見通しだが、常勤の非常勤職員は全部国家公務員からはらずして、民法上の私的契約の雇用人にするのだということになると、ことし入るか入らないかということは大問題になってしまふ。ですから、この点は、時間もないことですから、一つここで長官からはつきり言っていただければ、今全国的な各官庁における定員問題というものは相当落着きを見せろと思うので、ぜひここでそういうことがないなら、ない——ないならいいでなく、ないと書いていたからよかった。

○石井国務大臣 さつきも申しましたがように、その問題でよくあちこちあらわで尋ねられてお答えしておるわけですが、ことしのは、さつき申し上げましたように手直しでございます。手直しということは一大部分だけやっただけで、あととはあとの処置というのじゃなく、残った四万人の人数たちもそれぞれの仕事の分野が出てくるのでございましょうから、国家公務員になる人もありましようし、あるいは国家の労務職員になるといふようなこと等に分れるかも知れませんが、いずれにいたしましても、まだ国家公務員に繰り入れる人が相当多くあるということは私は当然だと思っております。これは国家公務員法の制定によって全部解決いたしますが、この残りの方たちを公務員に入れぬといふよう

なことは、全然そういうことを考えて
おりません。

○横路委員　今の長官の答弁で、全体よさそうなんですが、ちよつとあと、全部が人らぬというわけではないということになる、やはり幾分残されるのではないか。それから今長官は六万人の常勤職員についてお話がございま

したが、約三万の常勤的非常勤職員といふものがあるわけです。このうちの相当部分は大学、短大、高等学校を出ているけれども、やむを得ず定員がしばいなために、あるいは常勤職員も予算定員上きまつているために、常勤的非常勤職員としてあるわけです。この残りの三万人についてはどうなりますか。この点もやはり来年の公務員法改正の中に同じように国家公務員としての扱いを受ければ、今問題になっている心配の点は解消すると思ふのです。が、その点についても御答弁いただきたい。

○石井國務大臣　そういう人たちも同じように検討いたします。必ず何とかやってみます。

○横濱委員　そうすると、長官に今度
は逆にお尋ねしたい。そうすると民法
上の私的契約に残されている雇用人と
いうものも幾分あるのか、あるとすな
わいのものも幾分あるのか、この点一つ長
官からお答えをいただきたい。総務長
官でもけっこうです。ほんとうはない

と答えていただけでは、あと私は質問しない予定なんです。ありそうな事をするものですから、次々と聞きたいので、ないとおっしゃっていただけは、これでやめたいのです。

○今松政府委員　その点が私どもが今
公務員法を作るのに一番苦心をしてい

る点でありまして、ほんとうに単純に
業務を提供するようなもののごさいま
すが、そういうものは今大臣からも御
答弁になりましたが、まだ未定であり
ますが、そうでないものは十分検討し
て、公務員法の定義をきめます時分に
取り入れたい、こういうふうな考えで
今せっつかく検討しております。

○横路委員 総務長官がその御客弁をなさるから、問題が非常に紛糾するののです。実はきょうここに今来ておりませんが、農林省の齋藤官房長でしたか、農林委員会できょういろいろ客弁をしている。単純労働者を除いて二カ年以上の常勤した者については、定員内に繰り入れるように私は努力をした、その数は一万七千何ぼだ、しかし行政管理局の方から基準を示されて、やむを得ず二千五百名でがまんせざるを得なかったのだ、こう言っている。しかしあなたは単純労働者については除くののだ、こういう話をするから、またもと

へ戻つて、やはりことし定員に繰り入れられたものが定員で、あとは全部公務員からはずすのじゃないか、こ

ういう心算が出てくるので、それではあなたの言う単純労働者とは一体どんなものを言って、それから現在の六万、三万を推算して、約十万のうちに、どのくらいが単純労働者なのか、その点の一つははっきりしてもらわないと、うまくないのです。

○今松政府委員 単純労働者というものをどうするかということが未定なんでありま。これが御承知のように、ただいまの公務員法では、官邸の草を引くだけの仕事をしている人も公務員

に入っている人もあるわけです。それから、そうでなくて、先ほどからお話の

あるよりな、相当責任のある仕事をしている人でも、公務員になっていない人もある。この点が非常にむずかしいのでありまして、私どもは、先ほども石井長官からお答えになりましたように、単純労働者という定義を今ははっきり言えと言われますと、私どもからはなかなか今申し上げられないのでありますまして、検討中であります。大体先ほど石井長官からお答えになりましたような意味で、検討をしておるわけでありませう。

○横路委員 長官にもうちょっと言っていた方がいいのです。実はいろいろな委員の問題について全国の各組合で問題になっている。これは今の単純純業務者の規定なんです。私は総務長官にお話を尋ねますが、巡視はどうですか。夜

官庁で回りますね。これは單純勞務者といへば單純勞務者です。しかしこれが回ることを怠れば、火事になって燃えるかもしれない。官庁が、燃えれば、何億という金が一ぺんになくなるのですが、巡視、衛視は單純勞務者かどううかということになる、どうなんですか。巡視、衛視はそうではありませんか。

○岡部政府委員 単純労働者の範囲と
いうことが問題でございますが、単純
労働者という言葉が非常に誤解を招く
ことでございまして、私どもは厳密な
意味において、単純労働者という言葉

を絶対に用いたくないと思つております。と申しますのは、今まで地方公務員法で規定しております単純労働者の中には、非常に広範囲の技能労働者が含まれておるものでありますから、こ

これらのものまで単純労働者の中に入るのじやないかということで、非常に御

心配の向きもあろうかと思ふのであります。石井長官及び今松長官も申されました公務員の範圍におきましては、従来の言い古された單純勞務者を除くという意味は決してございませんで、われわれといなしましては、今まで言い古された單純勞務者のうちには、相當に技能職、勞務職、庁務職が入つておつたと認められますが、これらのものにつきましては、その職務内容の重要な部分につきましては、現にこのたびも定員化を行なつております。

は、これは原則としては単純労働者ではございませんで、ことにその職務と責任の重い者につきましては、これは技能庁務職としてはつきり格づけすべきものと考えております。

○横隊委員 それならば一つ側部さんから、来年あなたの方で考へている、一般公務員から大体これの範圍ならば除かれるだろうという、一番最低限の語をして下さい。そうしないと、單純労働者が悪ければ、どこがはずれるのか、官邸で草取りをしている者はどうだめなのか、エレベーターの係はどうなのか、タイピストはどうか、一般の

事務の方は一応どんな者でも入れるのか、あるいは原紙のガリを切る、そういう者はどりなのか、もつとこまかに言つていただきますと非常に不安な事です。

○閣部政務委員 まことに仰せの通り
 だろうと存じますので、その点が今松
 長官が申しました通り、目下真剣に檢
 討している問題なのであります。どう
 か一つその点御了承いただきたいと思

○横路委員　それでは私は人数で聞き

○岡部政府委員 人数の点からお聞き下さるの、これは少しく御無理ではなからうかと思うのであります。人数というものは、その役所の規模、業務量によつて変動いたしますもので、これはどうしても職務の内容とその役所の大きさからやるべきものであります、どうしてもその役所の仕事をやるの必要で、しかも行政的な色彩を持つて、どうして人員を減らすか、という

が一般的な考え方でございます。

○横路委員　それでは岡部さんに聞きます。端的に言いますが、エレベーター係、タイピスト、自動車の運転手、これはどうですか。

○**岡部政府委員** ただいま御指摘のものは、原則として技能職員として含まれるのが一般的な考え方でありまして、このたびの定員法の改正におきましても、それらのものはその役所に欠くべからざる構成員として、その必要な数量の定員化に努めたことは、御承知の通りと思います。

○**横路委員** そういうことを聞いてお

るのではない。来年、あなたがこの前
から言うように、臨時的性格を帯びて
おる職員については、公務員からはず
すのが原則として正しいのだ、民法上
の私的契約による雇用人のような格好

言うから、私は引き續いて、それでは
エレベーター係はどうだ、タイピスト
はどうだ、自動車の運転手はこの中に
入るのか入らないのかと聞いておる。

るのか入らないのか。

○閣部政府委員 答へ申し上げま
す。それは端的に言えないのです。あ
る役所の仕事で、恒常的にタイピスト
がどうしても三人要るとする場合にお
いて、定員として三人計上するのが当
りませんと思ひます。しかし一年間非
常に印刷物がふえるから、七人のタイ
ピストをふやして十人にしたいといふ
場合において、その七人はあくまでも
臨時のタイピストである。それはどこ
から借りてきても、ある会社から借り
てきてもよろしい。それは必ずしも公
務員にはならないのじやなかろうか。
あるいはタイピストの資格を問うわけ
ではない。そういうものは臨時の職員
として置いたらいい。臨時として使っ
て、あと二年も三年もそのままするず
と使つておるから、これを定員の中
に入れろ、同じ仕事をしておるから、
これもすつかり公務員の中に入れろと
いうようなことは、これは無理ではな
からうかと思ひます。

○横路委員 石井長官、今お聞きのと
りなです。今お聞きのとおり、私は職
務内容で分けるのかと思つた。たとえ
ばタイピストならタイピストというも
のは、技能労働者として一般公務員か
らははずされるのかと思つたら、そうで
はない。三名タイピストが要するならば
それは一般公務員の中に入れます。し
かしその年度に限つて仕事があつたか
ら、その年度だけあと七人だけタイピ
ストをふやすから、そこは民間からで
もどこからでも借りてこい、それは一
年限りの雇用だから公務員の中からは
ずすのです、こういうことなのです。
そうすると、長官も先ほど運輸省の官
房長からお聞きのように、形式的には
二カ月ずつの臨時職員です。しかしこ

れが自動的に切りかわつて長期に雇用
されている職員で、予算書の中にも明
白に常勤職員と入つてゐるのです。そ
うするとこの点については、この六
万については、私は文句なしに来年の
法改正においても当然一般公務員の中
にとどまるべきであると思ひ、定員に
なるかならないかは別にして、その点
はいかがでしようか。

（委員長退席、保科委員長代理着
席）

○石井國務大臣 この公務員制度の改
正がなかなか簡単にできないのも、今
おっしゃつたやうないろいろな問題
が、こうだあだといふ論議の種にた
くさんなるからだと思ひます。ありま
す、私も仕事によつてきめるとい
うこと、それも当然のことでありま
す、仕事によりまして、今の例をとり
ますと、たとえば急に大きな会議等が
あつてタイピストをたくさん打たなけ
ればならぬ、これは仕事に出すより何人か
の人を中に雇つてやつた方がいいとい
ふふうな場合において、臨時雇ひ等も
当然できてくると思ひます。ありま
す。それを今まで臨時が二カ月なら二カ月
でだんだん更改されていつたやうな例
がたふさんあつて、何万という人が出
てきたといふのは、各役所において実
際仕事に必要であるといふものを、常
時必要だと思はれるものを認めない
で、安易な予算の獲得といひますか、
そういうやうな方法が行われたとい
ふところに間違ひがあつたと思ひます。
いさいますから、今後はぜひ必要な守衛
何名、あるいはタイピスト何名という
やうな必要な者は、当然そこに入ると
いたしまして、そのほか臨時の者も同
じ職種であつてもあり得るということ

は考えられるのではないか。これらを
どういふふうによつていくか、どうい
う程度において制約をしていくかとい
うことを、今度の制度改正のときに
はつきりさせまして、公務員とそうで
ないものとを見きわめつけたいとい
うことではないかとお聞きします。で、
今お話のやうな趣旨の点は十分頭に置
きまして問題の起らぬやうに、そうし
て要な格好にならぬやうに今度の制度
で直していく。そうしてすべての今ま
での人の問題もそのとき解決するとい
うことにいたしたい、こういうふうに
思ひます。

○横路委員 長官は他にお出かけのよ
うであります。先ほど運輸省の官房
長からお聞きのように、予算に定員化
されておる常勤職員六万については、
ぜひ定員化してもらいたいといふの
が、私ら各官庁においても当然の要求
であらうと思ひます。この点は来年
の公務員法の改正に當つて、これは閣
部局長が言うやうに、職務の内容では
ないといふのですから、そうならば当
然大蔵省も認めておるこの分について
は、何としても全員定員化しなければ
ならない、そういうことに一つしなけ
ればならぬと思ひます。

長官の方は他に用件があるというこ
とで非常に残念ですが、やむを得ませ
んから、あとの点につきましては、午
後に長官、総務長官以下各省の官房長
にさらにお尋ねしたいと思ひます。

○保科委員長代理 これにて本会議散
会後まで休憩いたします。

午後三時三十分開議

○福永委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

質疑を続行いたします。横路節雄
君。

○横路委員 午前中の質問で明らか
になりました点は、来年に予定されて
いる公務員法の改正においては、公務
員とその他の区別が職務の内容ではな
いといふ点がはつきりしたわけでは
ない。その点はエレベーターの係、タイピ
スト、自動車の運転手あるいは監視、巡
視といふやうな者でも職務内容で区別
すべきではない、ただその職場におい
て三名なら三名とあらかじめタイピ
ストのワケがきまつておるのに、臨時に
仕事があつたときにあと二人とか三人
雇用する場合において、その臨時職員
は公務員からははずれるんだ、こういう
やうな原則的なお話がございまして、
その点は政府側の考えがわかつたので
すが、今政府の方で常勤の非常勤職員
です、この点について、これはまず
最初に閣部さんにお尋ねしておきたい
と思ひます。今度農林省全体につ
いてこの常勤の非常勤職員のうちで、
これを定員化したものは、私どもの承
知してゐるところでは、いわゆる農林
統計のうちの被害調査補助員の賃金
支払い形態が、他の常勤の非常勤職員
と異なつて、日々雇ひ入れの工夫賃で
なくて年額になつてゐるから、一割五
分だけ定員化した、こういうやうに聞
いてゐるのですが、これはこの通りで
すか。

○閣部政府委員 農林省に所属いたし
ております常勤の非常勤職員のうち九
十人を定員化したことは、御指摘の通
りでございします。

○横路委員 食糧庁総務部長に私はお
尋ねをしたいのですが、今私から行政
管理庁の岡部局長にお尋ねしたよう
に、農林省では農林統計のうちの被害
調査の補助員だけは賃金支払いの形態
が他の常勤の非常勤職員と異なつて、
日々雇ひ入れの工夫賃ではなくて年額
になつてゐるから、一・五割、九十名
を定員化した。そうするとこれはあな
たの方の關係になるんじゃないかと思
うんだが、農産物検査臨時補助員、こ
れは農林統計の被害調査補助員と賃金
の支払い形態は同じだ、それについて
は一人も定員化されてゐない、それで
しよう。総務部長、どうしてあなた
の方でこの点については、行政管理庁に
もう少し突つたらなかつたんでし
ょうか。

○武田説明員 私の方で行政管理庁と
どういふことであつたかといふお尋ね
でございしますが、私どもとしては、現
在食糧庁に属します仕事をやつてお
られる道年的に勤務しておる人につ
いては、でき得れば全員定員化をしてほ
しいといふのが、私どものお願ひで
あつたわけですが、公費員制
度調査会の結論その他もまだ出ており
ませんし、この段階において行政管理
庁の方で示された常勤職員のうちの各
職務内容に於いての査定率によりまし
て、最終的には今年の段階としては了
承した、こういうことであります。

○横路委員 私があなたにお尋ねして
おるのは、今岡部さんの答弁でおわか
りでは、賃金の支払い形態が他の常勤
の非常勤職員と異なつて、日々雇ひ入
れの工夫賃ではなくて年額になつてゐ
るから、一割五分を認めて九十名だけ定
員化した、これは農産物検査臨時補助

員も同じでございます。これをあなたの方で御存じなくて、今初めて聞いたのなら聞いたんでもいいですよ。それは残念した、もう少し早く聞いておけば、行政管理局に申し入れて何とか言ったのに、それは今初めて聞きますというのなら、それでいい、その点でございます。

○武田説明員 農産物補助員と、今の被害調査補助員と給与の支給方法がどうであるかということにつきまして、私の方の農産物検査に携わっておりますいわゆる通常の非常勤につきましては、これは日々雇用の形態をとっております。従って常勤的非常勤と称しておる形になっておるわけでありませう。私どもとしては、現在の段階におきましては従事いたしております職員は、いわゆる常勤職員のほか、今お話のような通常の非常勤というふうなものもあるわけでありませう、そのうち定員化していくとすれば、順序からいいますと、常勤職員というものを少くとも全員は定員化してほしいというところが、最小限度の要望であるわけですが、それにつきまして半分程度のもをこの際定員化しようということになったわけでございますから、被害調査関係の職員についてどういう処置がとられたかということと特に関連を持たしてどうこうということは考えておらなかつたわけでございます。

○横路委員 今、半分だけ定員化したのですか、定員化の要求をしたところがうまくいかなかったというのですか、その点はどうなんですか。

○武田説明員 私の方といたしましては、現在常勤職員であると非常勤職員であるとにかかわらず、通常の勤務

に従事しております者については、定員化を当初の要求としてはお願いをしたということでございます。

○横路委員 それでは総務部長にお尋ねしますが、今のお話で、常勤職員で常勤的非常勤職員でもかかわりなしに、五割を定員化の要求をしたという、そのあなたの方で要求をした根拠は何で要求したのですか。

○武田説明員 私の方といたしまして要求した根拠は何か、こうおっしゃるわけでございますが、現在常勤職員のほかに現実問題として通年雇用をしております職員がおるわけでございます。従いまして業務の内容に特段の縮小なり何なりがございませうれば別でございますが、現在の業務をやっております上においては、現在かかえております職員の数が私どもとしては必要だというふうには実は考えておるわけでございます。従ってそれらの人々の身分をできるだけ早く安定してほしいというのが、私どもの考え方でありませう。

○横路委員 岡部さん、今お開きの通り、食糧庁としては、農産物の検査補助員です。これは常勤職員と今のようにならざる常勤的非常勤と二つある。しかし実際にはその常勤的非常勤職員も同じに農産物検査の業務に従事している。だから常勤職員、常勤的非常勤職員という区別ではないに、これを両方ともそれぞれ一つ定員化すべきである。だから食糧庁の総務部長は五割ずつ定員化すべきだ、こういう考えでやっておりますが、ただあなたの方でこれを許可しなかつただけのことである、こういうことになっております。これは予算の関係でそうなの

でしょう、岡部さん、その点はどうなんでしょうか。

○岡部政府委員 食糧庁に属しております食糧検査に従事いたしております定員外職員には、常勤職員と常勤的非常勤職員と二通りあることは御承知の通りでございます。この際は、先ほど米大臣からもお答え申し上げました通り、手直しをいたしまして、そのうち職務と責任の重い者から順次これを定員化したものでありますから、従いまして常勤的非常勤職員で検査事務に従事している者が約五、六百いることは承知しておりますけれども、この際におきましては、いわゆる常勤職員の中から大幅にこれが定員化をはかつたということでございます。

○横路委員 農林省の官房長おらないですね。——それは岡部さんにもう一つ聞いておきますが、そうすると、あなたの方では別に常勤職員、非常勤職員という点については、どちらからでも定員職員に繰り入れる。別に常勤職員が先で、常勤的非常勤職員があとだということではなしに、両方ずつ考えて入れる、こういうことですか。

○岡部政府委員 検討の対象といたしましては、常勤職員及び常勤的非常勤職員を合せみました。そのどちらでもというのじゃないに、その職務内容及びその役所の業務量と職員構成の比重から見まして検討いたしました結果、大勢としてはおのずから常勤職員のうちから定員化正をはかつたというのが実情でございます。非常勤職員によつて必要な定員がまかなわれていないと考へました場合におきましては、もちろん非常勤職員によつてその正をはかつたということもあるわけござ

います。どちらにとらわれたというところはございませんが、原則として役所の構成から見ますと、常勤職員に重点が置かれていたということは、これは横路先生御了承いただけたかと思ひます。

○横路委員 他の委員の方からも質問がございしますので、私もあと一、二点で終りたいと思ひます。

ただ常勤職員については、この間からだいぶ時間をかけてその点はつきりしてきたわけですが、常勤的非常勤職員については、まだ明確でない点があるわけですが、本来からいへば、常勤職員については、国家公務員共済法の適用を受ける。しかし常勤的非常勤職員については、それは受けない。その点は非常に大きな身分上の違いなんです。しかし今度の繰り入れを見て、建設省においては、現に四百三十六名常勤的非常勤職員から入れておる。それを聞いてみると、大学、短大、高校を出た者だということになる。そうすると、これは考えてみると、ただ賃金形態が違ふというだけで、職務の責任ということになると、また別だということになるわけですが、この点は、非常に常勤職員、常勤的非常勤職員の分け方というところに私が無理があると思ひますが、この条項のことについては、時間もないからお尋ねすることはやめまして、食糧庁総務部長にお尋ねしますが、北海道では濃粉検査について、今まで道営であつたものを国営にしたので、年間の手数料二千四百万円が国に入るのですが、これは今後どういふふうに定員化なさるのですか。二千四百万円も国に手数料が入ってくる。しかも益数にして三

百四十万くらい入るのです。そういう大きなものを、われわれ実際に聞いてみると、濃粉の検査員だけでは足りなくて、米麦の検査員までこれに動員してやっております。今度道の検査が国の検査になった。これに対して定員はどれだけ、常勤的職員はどれだけ、常勤的非常勤職員はどれだけ、こういうふうになられたのか、その点一つ数字もきつちりとしていただきたい。

○武田説明員 北海道におきますパレイシヨ、濃粉の検査についてのお尋ねでございますが、従来形式的には道庁の条例に基づきまして検査をやつておつたわけでございます。しかし実質的には道庁から依頼を受けまして、私の方の食糧事務所において、実質的に検査を実施いたして参つたというのが今日までの経過でございます。農産物検査法との関係もございしますので、この際を、形式的に正式な国営検査の形態に改めたということでございます。従いまして、従来北海道におきますパレイシヨ、濃粉の検査に従事しておりました者は、食糧事務所の職員が大部分これに当つておつたわけでございます。道庁の職員の中で——と申しますのは、道の濃粉検査の特別会計の所屬になつておりました職員の方で、現実に食糧事務所の仕事を手伝つて下さつておつた方が十一名おられます。この十一名の方のうち、道庁にどうしてもお残りになるという方が三名ございませう。残余の八名の方ににつきましては、四月から正式に私の方の職員として引き継ぐことになりました。なおお尋ねいたしますと、三名だけの実働人員が減ることになりますので、三名につき

ましては、新規採用をいたして参りたい、かように考えております。

○横路委員 さらに常勤的職員、それからそれに伴う常勤的非常勤職員の関係はどうなるか。ただこれだけで済むわけじゃないのです。

○武田説明員 これは私が申し上げたように、十一名の方だけで全部の澱粉の検査をやっておられたわけじゃないので、現在北海道の食糧事務所に勤務をいたしております食糧庁の職員の方が大部分当っておったわけでござい

ます。そのほか今申し上げた十一名の方が澱粉の検査の一部をやっておられたということでございまして、従いま

して現在の北海道におきます私どもの本来の職員のほかに、十一名の方のうち八名を引き継いで、そのほかに三名の方は道庁の方にお残りになるというところでございまして、三名新たに補充をいたしまして、その体制をもつて本年は実施をして参りたい、こうい

うふうに考えております。

○横路委員 補助員については別に考慮してないわけですか。

○武田説明員 補助員と申しますか、現在の北海道におきます、私の方で従来から、何と申しますか通年的に雇用しておりましたものについて、これをどうこうする考え方は持っておりませ

ん。で、農産物の検査につきましまして、御承知のように最盛期が季節的にございまして、季節的にその期間限り臨時雇用をいたすものが出て参ります。これらにつきましましては、最盛期の処理の問題として別途に短期の臨時職員を雇用し得る予算を配分して参りたいというふうに考えております。

○横路委員 それはことしはどれくらい予定しているのですか。

○武田説明員 この関係につきましまして、現在のことから北海道に幾らということ、まだ算定をいたしておりません。本年度の予算配分として、米麦の検査もございまして、すべてを総合いたしまして、これらの予算配分についてはきめて参りたい、かように考えております。

○横路委員 私はこれでやめますが、なおこれは行政管理局の政務次官並びに局長よく聞いておいていただきたい。

実は来年度の国家公務員法の改正の帰趨がわからぬのですから、ことし残った定員化されない常勤職員、常勤的非常勤職員は、そのまま全部国家公務員からはずされるのではないかと、従つてこの定員法の改正が今回行われれば、残ったものは来年から国家公務員の身分が保障されないから、従つて

こういふ何と申しますか、部分的なやり方という感じがしますが、こういう改

正は絶対反対、こういう意向が非常に強いのです。実はわれわれがこういうように審議して参りましたのも、政府の方に、一体来年の国家公務員法の改正がどうなるのかという点でお尋ねをしてきたわけですね。しかし午前中の答

弁で、ことしできないものは来年また引き継ぐというように、石井行政管理局長官からも御答弁があり、また各省の官房長から、とりわけ常勤職員の六

万については、何としても定員化すべきだという要望もここで述べられ、さらに閣部局長からは、職務の内容ではきめないのだ、われわれはまた職務

の内容でできるのかと思つたら、職務の内容ではきめないのだ、こういうことも明らかにされて、だいたい政府が考えている定員法の改正というものがやや明らかになってきた。ただ一つ

明らかにならないのは、この常勤的非常勤職員と呼ばれている三万の人たちをどうするかという点について、六万の常勤職員については、各政府機関の官房長においては、ぜひこれは定員化す

べきだという、こういう点が明らかになつた。常勤的非常勤と呼ばれる職員については、これはわからないので

す。三万人おるわけですから、これは常勤職員と同じように、職務の内容では区別しない、たとえば学生のアルバイトといふと、ほんとうに一カ

月とか二カ月とか、あるいは三月の春休みに雇用した、あるいは夏休みにその期間だけ雇用した。あるいは年末から年始にかけての期間だけ雇用した、

そういうものであるならば、私もこれはまさに臨時職員だと思ひます。しかし形式は、毎日支払いの人夫賃です。毎日支払いの人夫賃でも、しかし年間を通してやっていると、これは年間を

私はこれは常勤職員と何ら変りがないと思うのです。この点、これは閣部さんの方がいいかな。――政務次官

の非常勤職員について、そういう春休みの非常勤職員について、年末年始だとか、ほんとに季節的な一カ月だとか二カ月だとかいうのであれば臨時職員だが、そうでない人に對してどうなさ

るか。私もこれは常勤職員と同じように、やはりこれは逐次定員化していくべきであるし、来年の定員法、公務員

法の改正においても、同様これは賃金支払いの形態だけで区別すべきではないのではないかと思ひます、この点最後に、政務次官から大臣の代理として一つ御答弁を承りたい。

○横路委員 たいに最後に話になりまして、点について申し上げてみたいと思ひますが、御承知の通り来年度におきましては、確かに私どもは政府をいたしまして、公務員制度の改正をいたしまして、その改正を待ちまして、業務の内容、そこから責任の程度というものが、各職員について明らかに参りますと、それ

につきましまして、できるだけ、ただいまございまして、この常勤職員につきましまして、これを定員化するよう努力を、その線についていたしまして、常勤的非常勤職員につきましても、同様な職務の内容、責任というもののについて十分考慮いたしまして、そしてできるだけこれを定員化するよう努力いたす、かように私どもは考えておるわけでありまして、しかしながらこの公務員制度の改正というものがどんなふうになるかわかりませんので、ただいま

非常勤職員は全部それに入れるのだ、常勤的非常勤職員は何ぼ入れるというような数字的なことは、公務員制度の改正を待たなければはつきりしたこと

は申し上げかねる、かように私どもは考えておる次第でございまして。

○横路委員 実は政務次官、私がお尋ねしたのは、賃金支払いの形態は毎日だけれども、しかし年間を通して払っている。しかし実際に臨時でですね。まさに臨時。私が言うように、春休みに三週間来い、夏休みに二週間来い、それに一週間来い、これは臨時です。こ

ういう人々に対しては別途考慮されるべきでありまして、ただ賃金形態が違ふだけでこれを区別されることについては、私たちはすべきでない、私はそのことを聞いておるのです。その点どうですか。

○横路委員 日々雇い入れる臨時のもの、それを切つて、恒常的にと申しますか期間を切つて雇い入れるものにつきましまして、できるだけこれを定員化するよういたしまして、公務員制度の改正というものがなければ、責任の内容あるいは業務の種類についての基準というものがはつきりいたしませんので、日々雇い入れる臨時のもの以外のものは全部これを定数の中に入れて、このことについては、公務員制度の改正を待たなければできないのでございまして。御趣旨の趣きは十分わかつておりますので、できるだけ一つ常勤職員についてはこれを定員化するよう努力いたしまして、常勤的非常勤職員につきましても同様の考慮をもつて、できるだけ努力をいたしたい。かよう申し上げたわけでありま

す。

○川俣委員 閣下して。今横路委員との間に質疑が行われた中で、北海道の検査員の新たな採用について食糧庁にお尋ねしたのでありますが、四月一日から新たに採用されたそうですが、これは農産物検査法に基き検査を執行するに足る資格を持った者の採用ですか。

○武田説明員 実はまだ採用をいたしておりません。これから採用するわけ

でございまして。

○川俣委員 そういたしますと、四月一日に採用するという言葉があつたようですが、それは取り消しですか。――

採用されるからには、国営検査でありますから、おそらく農産物検査法に基いた検査の執行上必要な人員を採用する、こういうことであろうと思うのですが、その理解してよろしいのですか。

○武田説明員 先ほど四月一日に採用したというふうに与えられる発言をしたとしたら、それは取り消さしていただきます。今後採用いたすのであります。

それから採用する対象者でございますが、現在直ちに十分の検査を行いたい人がありますかどうか、その点は必ずしも明らかではないと思いますが、私ももととしてはできるだけ若い職員を新たに採用して参りたい。検査の仕事でございますから、やはり一年なり二年なりの訓練というものは、当然必要でございますので、見習的な意味において、新しい人を採用し、従来見習的な仕事をやっておった人で適格な人を正式な検査員に格上げして参る、こういうふうな段取りになって参ると考えられます。

○川俣委員 説明が十分ではないですが、食糧庁が批判を受けておりますのは、やはり正式な検査員としての身分を与えないで、常用または常勤的非常勤という形で採用しておいて、実際は農産物検査法に基く検査を代行させているところに問題があると思う。一方において厳格な規則があるのですから、その規則の執行を身分の中途半端な形において今までやってきたところに、多くの問題を存しておるわけですから、こういうことをやっておったから、今度またこの問題が出てきておるのです。今度の食糧庁の機構、組織の

改革にいたしましたけれども、やはり身分をはっきりしないで、このまま機構の改革をやることによって、むしろ機構の改革よりも、混乱が起きるのじゃないかと心配するのです。それならば初めから大蔵省との折衝において、あるいは行管との折衝において、検査法に基く穀物検査に要する人間は、どのくらい必要だということを明確にしなければならぬ。この点の仕事の区分について明確でないところに問題があると思うのだが、総務部長を思わないのですか。

○武田説明員 農産物の検査につきましては、先生の御承知のように、非常に季節性、季節的な性格を持つものであります。さらに収穫それ自体につきまして、その年々によりまして、相当大きな幅の変動があるわけでございますが、一方でまたそういった最高の時期をとらえて人員を雇用しておくことが要当であるかどうかということにつきましても、これまた検討すべき問題があらうかと思っております。それそれぞれの検査の実態なりあり方に応じまして、今後さらに検討を進めて参らねばならないと思いますが、単に検査の数量だけで云々するというわけには必ずしも参らないというように考えております。

○川俣委員 もう一点だけ伺います。食糧庁は穀物検査法に基く執行者の立場です。従って執行能力を発揮できるかできないかということ、みずから反省しなければならぬと思うのです。もしも食糧庁自体において、これらの検査法を執行するだけの能力がないということになれば、これは食糧庁

からはかへ移管しなければならぬ。人員が不足で能力が発揮できないなら、やはり法律に従った執行能力を発揮できるような体制に作り直さなければならぬ。これだけ一つ警告しておきまして、これ以上私は質問せぬことにいたします。

○森本委員 森本靖君。

○森本委員 私はおもに郵政省関係を中心にして質問を行いたいと思っております。

まず最初に行政管理局の長官がおりませんので、政務次官でけつこうであります。来年度の公務員制度調査会の結論により云々というような答弁が、先ほど同僚横路委員の質問に対してあつたのでございますが、この問題を公務員制度調査会が結論を出す場合には、相当大きな問題でありまして、またその方向についても非常に大きな関心をわが党としても持つておるわけでありまして、その中で、私が特別にお聞きしておきたいことは、従来この定員法によつて定員が縛られておるわけでありまして、前あたり相当われわれの方から質問をいたしました。一般の現業官庁と行政官庁と同様に定員法において縛つておくということは、現在の段階においては非常に不合理である。特に三公社、五現業の関係においては、三公社は前はそういう形において縛られておりましたけれども、現実には今日は給与総額の制度において三公社は定員措置というものを縛られておる。しかし一方五現業の場合においては予算において縛られ、さらにその上にも一つ定員法というものがございますが、これを縛られておるということにつ

いては、非常に疑問があるわけでありまして、来たるべき公務員制度の改正のときにおいて、この現業官庁の定員というものを一体どう考えておるのか、その基本的な考え方について、これは将来制度調査会が結論を出して、そうして政府においてきめて、国会に提出することであるから、今日それについてどうこうということは、政府全体としては言えないという御回答になるかもしませんが、現在行政管理局としてはその問題についてどう考えておるか、その点をお聞きしたいと思ふのであります。

○横路政府委員 まず前段の問題でございますが、明年度におきまして公務員制度を改正するというところでございまして、その際に公務員制度調査会の答申というものを参考にすると、これを私どもが申し上げておるわけでありまして、従いまして、公務員制度調査会の答申というものはすでに出されておるのでございまして、その線も参考にはいたしますけれども、公務員制度調査会の答申そのものずばりをやろうということはまだ未定でございます。それを参考にいたしまして、来年度において公務員制度の改正をいたします。その改正された公務員制度に基づいて、定員につきましても、今朝来いろいろ御質問がございましたが、その点を特に考慮いたしまして、こういうことでございまして。

後段の現業官庁につきましては定員をどう考えるかというお話でございますが、これも今朝来申しておりますように、長官も申しておるのでございしますが、それをどうするかということに

ついても、これは公務員制度というものを一体どうするか、公務員制度をどういうふうにするか、公務員制度をどうやって違ひのございします。御承知の通り、今朝来公共企業に従事するものと現業官庁との違いはどうかと、それは同じではないか、全部定員にしたらいいじゃないかという御議論もあるのをごさいます。これらの両者のところで実際に働いておる職員の方を見ますと、その働きにおいてはあまり違ひない点もございしますが、一方におきまして現業の方は一つの事業であるし、一方は企業であるという点で違ひてくる。この両者をどういうふうにするかということもまだ未定でございます。これはむしろ公務員制度を改正いたします官庁の方が、十分責任をもつておやりになることと存じまして、きまりましたものにつかまして、私どもも行政管理局といたしましては定員をあんばいする、かように御了承を願いたいと思ひます。

○森本委員 私が伺ひておりますのは、公務員制度調査会の答申、さらにそれに基く公務員制度全体に対するところの改正については、これは相当重大問題でありますので、その内容については、これはどうせ国会において審議をせられると思ひますが、私はそういう内容についてもかなり意見がありますけれども、きょうは定員法の審議でありますので、定員法の審議にからんで、将来政府としてはこの現業官庁の定員というものを一体どう考えていくべきか、そのことを明確にしてもらわれないと、ただここで単に若干の者をふやして、一応現在のつじつまを合わすということではなしに、やはり恒

合に、具体的にその貯金の口数と現在高との増加がどの程度になっておりますか。

○加藤(桂)政府委員　ただいまの御質問にお答えいたしますが、三十二年度は貯金の目標額が千五百十億でございます。三十三年度はやはり千五百十億で、目標額は同じでございます。しかしながら郵便貯金についてはそうでありませんが、その他爲替とか振替とかか

いるいろいろの事務の点につきまして三十二年と三十三年とでは多少事務の増量点がありますので、増員要求は一応大蔵省に対してはしたのでございますが、結局増員はいれられなかった次第でございます。

○ 藤本委員　三十二年度より千百五十

億、三十三年度は千百五十億といふけれども、これは一般の人にもわかりやすいように言つてもらいたいと思ふのだが、千百五十億、三十二年度にそれだけの貯金がふえたらそれが減つちやいかぬ。その上にさらに三十三年度は

千百五十億ぶちなけりとはなりぬ。その
いうことになる。目標額が千百五十億
ということになるけれども、その貯金
の口数、取扱い手数料というものは倍
以上になると考えてけっこうなんで
す。そういうふうな目標だけでな
い、実際の取扱い口数というものは私

が調べたところだけでも、たとえば昭和二十九年度に取扱ひ口数が二億五千三百三十八万八千、三十三年度が二億八千三百七十八万四千というふうに實際に相当の口数がふえている。しかも一二%の増高になる。ところが定員というものはほとんどふえておらない。

定員はわずかに八百名前後昭和二十九年から貯金でふえておる。ところが貯金の事業というものについては政府の国策として、これは財政投融资その他の観点から、大いに奨励をするところでありまして、これが目標額から若干でも下ると直ちにやいのやいのと言われて、実際に末端においては大きな迷惑をかぶるのは郵便局の外勤の労働者である、こういうような格好になっておるにもかかわらず、全然ふえておらぬということとはまことにふんまんにたえなかつたわけでありますが、あなたの方は大蔵省に要求したけれども大蔵省にけられた、まことに情ない格好でありますが、大蔵省へ要求した貯金の事業の人員の概数は幾りですか。

○加藤(桂)政府委員 賃金といたしま

しては概計要求額が三億二千万円でございいます。それに対しまして成立額が五千百万円でございいます。これでは非常に少いように思われますが、実は年次休暇のあと補充といったしまして二億円というものを要求したのでございいます。これは郵政省全般の問題で、貯金だけという問題ではございませんので、それを抜いて前年度来の毎年度の同じ内容ということで計算してみますと、二億を抜きました一億二千万円というものが貯金、為替、振替等の事業の関係で例年要求しておる貸金要求額でございいます。それに対しまして五千百万円成立したというところでございいます。

○森本委員 私はまだ賃金のことは聞いておらぬ。その実際の定員の増加についてはどの程度要求したか、貯金事業について何名定員の要求を大蔵省にしたかということです。これらの取扱

い口数の増加については国家事業上それに見合ったところの人員の増加がなければならぬわけです。

○西村政府委員　大蔵省に要求いたしましたものは定員として七百九十九名を要求したのでありますが、いろいろ折衝いたしました、結局はゼロということに相なっております次第でございます。

○森本委員 それから次に、全然ふえておらぬ分から先やっています、全然ふえておらぬというものは保険事業であります。そこで保険事業についても、これは昭和二十九年度の受け持

ち契約数が、やはり二億六千五百十八万八千、ところが三十二年度においては、これはすでに二億九千九百六十二万というふうなことで、相当これがふえておるわけであります。さらに簡易

保険資金は、今地方公共団体に融資するところの唯一の政府の資金の財源であります。そういう観点から、この簡保資金の積立金の大蔵省が要求するところの金額は、毎年一つも減っており

ません。そういう観点からいくなれば、さらに、今国会においても保険金の契約が現在の二十万円から二十五万円になった。さらに現在の政府の施策が悪いかどうか知りませんが、

簡易保険の貸し出しが相当ふえておる。これは貸し出しの金額がかなり足らぬくらいに貸付がふえておる。そういう観点からいうと、この保険事業というものは、相当取扱い数量は多く

なっております。にもかかわらずこれが全然ふえておらぬということは、非常におかしいと思いますが、当初、予算において要求したところの定員は一体幾ら要求したのかということをお聞きしたいと思います。

○西村政府委員 保険関係におきましては、四百人の要求をいたしました。結局しかし増員分としてはゼロという

ことになっております。

○森本委員　ゼロばかりであります
が、次にそれでは郵便の増員であります
すが、郵便の増員が、今回一千六十七
名ふえておるといふように言われてお

りますけれども、実際にはこれ以上の増員の要求をしたと私は思うわけですが、この要求は一体幾らしたわけですか。

○西村政府委員 郵便事業関係といた

しましては、五千百二十一名の増員要求をいたしました。これに對しまして認められましたものが一千六十七名でございます。

○森本委員 次に、私先ほど申しまし

た今国会において公衆電気通信法の一部改正法案がきのうの国会を通過いたしました。これについても現実にはこの方面もかなりふえてくることと思いますが、それは御承知のように、郵政省

の定員であります。そういう面で全国的に地域団体加入電話というものもふえてくると思いますが、そういう点については全然考えられておらぬと思いますが、この委託業務関係についての

定員の増は、一体幾ら要求して幾らになったか、一つ明らかにしてもらいたいと思います。

○西村政府委員　電気通信施設の拡充関係といたしまして、要求が三千四百

四十三名に對しまして、一千七百二十二人贈員ということになっております。

○森本委員　こうやって見て参りますと、これは行政官庁でなしに、實際に現業官庁をあずかつて、第一線の國民にサービスを展開しなければならぬ、

とういふところの人員について郵政省が妥当であると考えたものが全然出されておらぬ。大臣は今回大いに郵政

サービスを徹底するということで、現在の法律でも、電報為替が、これは開闢以来初めてであります、そのまま現金で届くというようなサービスを展開しよう、あるいはまた郵便事業につい

でも、今までの三回配達を六回にしよ
うというよりなあらゆる観点からサー
ビスの展開をしようという考え方は了
承できます。そういうことについては
大いにわれわれも賛成でありますし、

またやらなければならぬ。さらに保険事業についても、貯金事業についても、国家的要請によつてこの賃金を確保していかなければならぬという考え方についても同調ができますけれど

も、これは実際に計画がそうやっていきますけれども、その働く人間というものがあるのに明らになつたように、郵政省の要求人員の三分の一にも足らない程度がここにおいて押えられてお

る。こういうことではこれははつきりした事業が何もできない。これは結局内閣がとっておるところの、最終的には労働者に対する労働強化で、これを解決しなければどうにもできない、

こういう格好になろうと思います。たまたま定員法の審議を現在行なつておるわけですが、もしかりにこれが定員法がこのまま通るということは、私はないと思いますけれども、こ

れにさらに追加をしなければならぬと
いうふうに考えた場合、大臣としては
これを一つ修正をするというふうな御
意向はございませんか。

○田中國務大臣　私も岸内閣の閣僚で
提案した法律に対しては連帶

責任を負っておるのですから、私から修正をするような意見を申し上げられる段階ではありません。しかし院議で

すから、院議でおきまりになればこれはいかようなものでも私は賛成をしななければいかぬ、こういうことになるわけでありまして、院議がきまらないうちに閣僚の一人として意見を申し上げ

る段階でないことを明確に申し上げておきます。

それから定員の問題、先ほども御質問がございましたが、私も今回の定員法の問題に対しては万全なものだとは

考えておりません。理想的なものだとは考えておりませんが、大体定員法そのものに対して抜本的ものを考えなければならぬのじゃないかという考えを、私は郵政大臣に就任した当時から

持つておるのです。三公社五現業といふことで、三公社は御承知の通り定員法の適用を受けておりませんが、郵政事業というように、特に独立採算制を強調されておるものが、定員法で縛ら

れておるといふことは、理論的にいつても幾らか新しい道を開かなければならぬだらうといふことは、事業官庁として当然さういふ結論になるわけであります。しかし現行法律に明らかに明

定められておる以上は、この法律が改正せられないうちは、この法律のお定めに従つてより効率的に運用していくというのが、私の責務だと思つておるわけであります。今度は定員要求に対

してあまり私も万全のものだとは考えておらぬということを申し上げましたが、御承知の通り窓口のサービスとかまたサービスの向上が特に戦前よりも水準が低いのでありまして、これらはどうしてもやらなければならぬ。もち

ろん定員化の問題、機械化の問題、その他いろいろな問題についてカバールして参るわけですが、定員の問題につきましても、定員は提出した法律案が通していただけるという建前に私どもは立つておりますが、このままの原案で通った場合はどうか、必然的に労働強化になる、こういう結論になるわけでありまして、こういうものを排除するためにはあらためて非常勤という制度が認められまして、特に非常勤の職員もありませんし、順次準臨時を除いては非常勤から常勤に上げ、常勤から定員化していくような道を通りながら現行のワケ内で万全を期していくという考え方であります。

○森本委員 先ほど大臣が来る前に私の方から行政管理局の政務次官に質問したところが、今大臣が言ったような意見については大体その方向に賛成であるから進めていきたいというふうな回答がちょうどありまして、期せずして行政管理局の政務次官、郵政大臣、質問をする私の方と意見が大体一致をしたわけなんです。特に現業官庁の人員を定員法からはずした方がよろしいというふうな意見は、大体そういうふうなことでは一致するようでありまして、これはいいことは岸内閣であらうとわれわれの方であらうと意見が一致して、そういう方に推進することは何ら差しつかえないのであって、郵政大臣がそういう御意向であり、さらに行政管理局の政務次官がそういう意向であるならば、これは希望であります。将来公務員制度全体を審議する際には、一つ現業官庁に定員法のワケをはめることについては十分に将来考え

ていつてもらいたいということを私は要望しておきたいと思っております。なおさらにこの内容についてごまかい質問はいろいろありますけれども、同僚の議員のあとの質問がありますので、私の本日の質問はこれで打ち切り

○福永委員長 有馬御武君。
○有馬(輝)委員 私は農林省関係についてお伺いしたいと思っております。官房長とそれから食糧庁の武田さんにお伺いいたします。最初に閣部さんにお伺いしたいと思っておりますが、横路委員からの常勤と非常勤の常勤と常勤の方が先になったというふうなお話でしたけれども、これについてはその職能あるいは学歴なりあるいは職歴なりというふうなものについて一つの基準を設けて、常勤、非常勤にかかわらず御検討なさるのかどうか、この点を少しお伺いしておきたいと思っております。

○閣部政府委員 有馬委員にお答え申し上げますが、ここ数年來の有馬委員の食糧検査官の定員の合理化について政府側は努力をしております。御意向に對しまして、このたびは定員法の改正でもつてその御意思の一端を実現したい、こう思っておりますので、その点御了承いただきたいと思います。それでただいまのお尋ねでございますが、もちろん定員化に當りましては常勤職員のみならず非常勤の非常勤職員も対象としたしまして、御指摘の点につきまして検討し、考慮を加える次第であります。

○有馬(輝)委員 あとで閣部さんにお伺いいたしますが、武田さんにお伺いしたいと思っております。現在サイロの関係で新設以来定員増が認められてきてお

りませんが、その運営に當つてはどのようなにしてきておられるのか、そうして今まで支障はなかったのかどうか、その点について簡単にだけ伺うてござい

ます。それからお答えをいただきたいと思

○武田説明員 サイロの運営に關しましては、御承知のようにサイロができてから今日までいろいろな港の業務の関連がございまして、さらに当初に比べていろいろな問題も解決をして取扱ひ数量は漸次ふえて参つてきております。これに關しまして定員の問題につきましては、お話の通り必ずしも増加をいたしておりませんが、私ども内部の常勤職員ないし非常勤職員の多少の一部のやり繰りということもいたしてお

りしております。しかしサイロを建設いたしました、当初の見込み通りのフルの運転が漸次今後においてなされてくると思ひますが、それらの場合におきまして業務の実態に應じて人員の配置につきましてはさらに検討をいたして参りたいというふうに考えております。

○有馬(輝)委員 少くとも現在の情勢からしてどの程度の定員が必要であるというところは結論として持つておられると思ひますが、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○武田説明員 現在のサイロの規模におきまして、どの程度の人員配置が適正であるかということにつきましては、やはりこれの扱ひ数量との関連が出て参るわけでございます。それと同時に、あつた現場の仕事でございますので、二交代制にするか、あるいは三交代制にするかというふうなことから

度が適當であるかという姿も變つて参ると思つております。そういうことで、今後どの程度の規模にサイロ運営に關します人員の配置を持つていたらいかがかということについては、扱ひ数量の今後の見通し等に基いて検討いたしたい、かように考えております。

○有馬(輝)委員 次に着地検査についてお伺いしたいと思ひますが、その前まで一括扱いしておつたものを、概算払いから精算払いというふうなことで、着地に伴つていろいろな事務が複雑化して参つたはずであります。これに關して、たとえば今問題になっております常勤職員なり非常勤職員なりが、現品領収証の発行なりなんなりをやつてゐる事態はないのかどうか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○武田説明員 これは、輸入食糧の問題、着地検査というお話でございます。から、輸入食糧関係の現品領収証と申します。支払ひ関係の事務その他が正規の職員のみによつて行われ得るかどうかというお尋ねだと思ひます。もちろん補助として多くの職員を、通年非常勤その他の職員を使わざるを得ないというのが現状でございます。従いまして、たとえば、これは単に輸入食糧に限りません、農産物の検査、米の買入検査につきましても、定員内職員でなく、常勤職員あるいは通年非常勤職員が現実に検査をせざるを得ないというふうな事態も、一、二の事務所において起つておるわけでございます。

○有馬(輝)委員 定員外の職員がそういった仕事をせざるを得ないような状態に置かれておるということでありまして、この点につきましても、国内産の主要食糧についても、私はある事務所においては一ある事務所というよりも、むしろ一般的に出張所におきましては、常勤あるいは非常勤の非常勤職員が検査を行い、その他の買入れ業務を行わざるを得ない実態に置かれておると思ひますが、その点について、全国的にどうなつておるのか。少くとも一出張所におきまして、四名しかいない出張所の実態からいしまして、特に買入れ業務が幅廣するときには、定員内の職員が常に定員外職員と一緒に行くというふうなことは、ほとんど不可能じゃないか、少くとも個人で、定員外であるにもかかわらず、定員内の職員の責任を持たされた形によつて仕事が進められておるのじゃないか、この点については、常勤も非常勤も区別なく仕事をしておるのじゃないかと私は思ひますが、そういうことはないのでしょ

うか。

○武田説明員 私どももいたしましては、少くとも常勤勤務者以上の職員をもつて、たとえば検査その他の実施をして参りたいというところでござい

ますが、現実には、現在いわゆる検査官の稱を持つております通年非常勤というものが五百名前後ござい

ます。

○有馬(輝)委員 私が伺ひしてゐるのは、常勤の非常勤で、その仕事をやつてもよろしいのかどうかというところでござい

ます。

○武田説明員 私どもとしては、そ

る、こういうことで御了承おき願いたいと存じます。

○有馬(輝)委員　これで最後ですが、実は官房長にもお聞きおき願いたいと思ひますけれども、たとえば統計で被調査の仕事がされたけれども、予算も定員も見られなかった。このことはせつかく政府で県単位のを郡単位におろすということで仕事の能率を上げる、信憑性を高めるという意味で私は非常にいい措置だったと思うのですが、しかしそれに伴う予算、定員が認められないために、私はここでは申し上げませんけれども、いろいろな障害が起つておるといふことは官房長も十分御承知のところだと思ひます。あげればきりがありませんけれども、今政務次官からお話ございましたが、その仕事の実態を一つ一つ見て参りますと、これは岡部さんの御意見もあるかもしれないけれども、コウモリでなれたきらいが多分に残つておるのであります。この点につきましては与党委員各位からいろいろ御検討いただき、修正の点についても話し合いが進められてゐるようでありますから、やはり公務員制度調査会で出す結論というものがすべてを支配するような行き方ではなく、やはり行管の方で現在の仕事の実態に応じて、仕事に支障のない形を作り上げるためにはこうだという結論を出されて、それに従つて検討をしていくということであれば、この定員法改正のせつかくの政府の御趣旨というものは十二分に果し得ない、こゝろ思ひわけです。そういつた意味でぜひ私は今度の話し合いについても虚心たんに、実態に応じて修正に應じ

られるよう特に希望いたしましたして、私の質問を終わらせていただきます。

○福永委員長　次回は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

昭和三十三年四月十八日印刷

昭和三十三年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局